



2016年11月10日

## ファクトシート

### プロジェクト名: ミャンマー(ビルマ)・ダウエイ経済特別区(SEZ)開発事業

#### 事業概要:

ダウエイSEZ開発事業は、計画通り実施された場合、世界有数の巨大な工業地帯を形成することとなる。SEZには隣接して深海港の整備が計画されており、アジア開発銀行が提案する開発の枠組みである大メコン圏の物流ハブとなることが念頭に置かれている。深海港とミャンマー・タイ国境までの間には、道路と鉄道を整備し、その先の道路網や鉄道網と繋ぐことで、マラッカ海峡を通る従来の海洋ルートに取って代わる貿易ルートが確立するとされている。

SEZの予定面積は約20,000ヘクタール(参考:日本が支援するティラワ経済特区の総面積は2,400ヘクタール(予定)で、第一フェーズは400ヘクタール)。関連インフラとして、深海港、道路、鉄道、貯水池、発電所、ガスパイプラインが計画されている。これらの整備・建設は、村々(先住民族の村を含む)や、農園、水田、焼畑耕作地、山々、川、海岸、マングローブ林、固有種や絶滅危惧種を含む生きものや人びとの生活を支える生態系を消し去り、置き換えて行く大事業となる。直接および間接影響住民は、20-36カ村の4,384-7,807世帯、22,000-43,000人と推定されている<sup>1</sup>。さらに、ダウエイ県の人口493,576人(2014年国勢調査)が、石油化学コンビナートや他の施設の操業による悪影響を被る恐れがある。また、過去の紛争時代に、戦闘を避けてタイに避難していたカレン民族を中心とした人々の帰還も始まるとされており、影響住民の数はさらに増える可能性もある。



事業は、2008年5月のミャンマー、タイ政府間での基本合意締結で公式に開始し、2010年にはタイ企業のイタリアン・タイ・デベロップメント(ITD)社が、60年間のコンセッション権を取得。事業はその後、ITD社が75%、ミャンマー企業のMax Myanmar社が25%出資する合弁会社のダウエイ開発会社(Dawei Development Company Ltd.)により実施されたが、2012年7月にはMax Myanmar社が出資から撤退。資金難により事業は行き詰まり、2013年11月、コンセッション権は、ミャンマーおよびタイ政府が50%ずつ出資する特別目的事業体(SPV)に移された。2015年7月、日本政府がミャンマーおよびタイ政府と意図表明覚書(MOI)<sup>2</sup>を結び、事業への参加を正式表明した。

2015年12月、国際協力銀行(JBIC)がSPVへの出資参画を目的とした契約を締結。日本政府が初期段階から参画することで、日本企業のインフラビジネスへの参画機会につながる、とされている。<sup>3</sup>

この事業では、ITD社およびMax Myanmar社による過去の事業実施の中で、様々な問題が発生している。強制移転、事業への合意を迫る役人からの脅迫、形式だけの協議(後日の対応がない等)、多くの不備を伴う補償プロセス等。そして今も、ほとんどの問題が解決されていない。地元のNGOは日本政府に対して、もしも事業への参画を決定した場合には既存の社会環境影響や人権侵害への責任が発すると警告していた。また、今後のこれ以上の開発について、地元住民からは反対も含め、多くの懸念の声が上がっている。

<sup>1</sup> Dawei Development Association (DDA), September 2014, *Voices from the Ground: Concerns Over the Dawei Special Economic Zone and Related Projects*, p.5. <http://www.ddamyanmar.com/wp-content/uploads/2014/10/Voice-from-the-Ground-Engonline-1.pdf> 2015年以降の事業デザインの変更により、現時点で直接影響を受けるのは移転を強いられる6カ村、および、水田、森林等の収用地域となっており、その他の地域は間接影響を受けることになる。

<sup>2</sup> 「ダウエイ経済特別区プロジェクトの開発のための協力に関する 日本国政府、ミャンマー連邦共和国政府及びタイ王国政府の間の意図表明覚書」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000088497.pdf>

<sup>3</sup> 国際協力銀行プレスリリース「ミャンマー連邦共和国・ダウエイ経済特別区開発会社への出資参画を目的とした株主間契約を締結」2015年12月15日 <http://www.ibic.go.jp/ja/information/press/press-2015/1215-44764.html>

## 事業地:

- ・タニンダーリ管区ダウェイ県のナブラビーチを含む沿岸地帯、約200平方キロメートル(20,000 ha) (日本第2位の湖面積を持つ霞ヶ浦とほぼ同じサイズ)
- ・タニンダーリ管区の区都ダウェイからおよそ30km北、ヤンゴンから約600km、バンコクから約350kmに位置するエリア

## 実施主体:

- ・ミャンマー政府、タイ政府、日本政府

特別目的事業体(SPV)である「ダウェイ SEZ 開発会社」に出資。同会社は、2013年6月にミャンマーの国家計画・経済開発省対外経済局(FERD)およびタイの周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)により設立。2015年12月14日、日本の国際協力銀行(JBIC)が出資決定。2015年12月現在、3者は約33.33%ずつの株を保有し、同社の総予算については1億バーツを超えない額となっている<sup>4</sup>。現在、ITD社、ロジャナ工業団地社、LNG プラス・インターナショナル社が、初期開発事業の開発権を取得している。

## 実施主体の変遷:

2008-2013年

「ダウェイ開発会社」(ITD社(75%)およびMax Myanmar社(25%)による合弁会社)。2010年にITD社がコンセッション権を取得し、事業の実施が開始。2012年7月、Max Myanmar社はダウェイ開発会社から撤退し、ITD社が単独の開発者となる。

2013年11月

ITD社はコンセッション権を失い、コンセッション権はタイ政府およびミャンマー政府が50%ずつ出資する特別目的事業体(SPV)である「ダウェイ SEZ 開発会社」に移る。

2015年4月

ITD社とロジャナの合併によるミャンダウェイ地所社(MIE)が設立。

2015年8月

ITD社、ロジャナ工業団地社、LNG プラス・インターナショナル社が、初期開発事業の開発権を取得。

2015年12月

JBICがSPV「ダウェイ SEZ 開発会社」に出資決定。



ITD社作成の2015年9月2日付事業計画地図(現地撮影:2015年10月。5kmの推定尺度はメコン・ウォッチによる)

<sup>4</sup> 'Japan allowed in Dawei SPV,' The Nation, December 9, 2015.

## 主な事業構成:

- ・ダウエイSEZとミャンマー・タイ国境を結ぶ約130kmの輸送ルート(道路/鉄道:バンコクにつながる)
- ・工業団地(受け入れ業種):
  - 製鉄所や肥料工場を含む重工業
  - 石油化学コンビナート
  - 軽工業
  - 物流・運輸業
  - 石油・ガス産業
  - 発電所(石炭火力、水力)
- ・深海港
- ・小規模港
- ・天然ガスターミナル
- ・貯水池(ダム)
- ・通信網整備
- ・居住区および商業区域
- ・移転住民のための再定住村



ダウエイ SEZ 予定地とビルマ・タイ国境を結ぶロードリンクのアクセス道路。4車線への拡幅が予定されている。予定では、さらに、鉄道、送電線、石油/ガスパイプラインの併設が続く。(撮影 2015 年 10 月)

## うち、初期開発の事業構成<sup>5</sup>:

- ・2車線のロードリンク(ダウエイ SEZ からミャンマー・タイ国境のティーキー-プーナムロン検問所までの道路)
- ・工業団地 27 平方km<sup>7</sup>
- ・小規模港
- ・天然ガスターミナル
- ・小規模発電所(ガス火力<sup>8</sup>)
- ・小規模貯水池(および水処理施設<sup>9</sup>)
- ・主に SEZ 労働者用となる居住区
- ・通信網整備



整地が進む工業地帯予定地(撮影 2015 年 10 月)

## 既存の問題<sup>1,10</sup>:

1. 自然環境/生活環境の破壊
  - 例:魚の生育を助け、また、地元住民の重要な漁場であるマングローブ林の破壊。
  - 例:ロードリンク用のアクセス道路建設による土砂崩れ。野生動物や家畜、また村人の通り道の遮断。
2. 強制立ち退き
  - 例:ロードリンクの始点 0 km地点近郊に位置する Char Khan 村での、立ち退き強要。拒否した 3 人が 1 か月にわたり収監され、すべての家屋が取り壊された。
3. 農地や生計の破壊
  - 例:道路造成の敷地確保のため、ITD 社は村人との協議なしに Yaw Dut Thar 村の家屋を取り壊した。村民は製塩という主要生計手段も失い、一切の補償なしに移転を余儀なくされ日雇いの労働で暮らす。
  - 例:採石場からの汚泥が Paradut 村の約 195 エーカーの水田に流れ込み、43 人の農民が耕作不能になった。ITD 社は汚泥対策のため、小さい堰を作ったものの、水田への水供給の役割を担っていた小川を遮断。
  - 例:採石場からの運搬用に ITD 社が建設した道路が、小川の流れを遮り、Mayin Gyi 村の水田への水供給システムが破壊し稲作が不可能になった。

<sup>5</sup> 第 7 回日メコンサミットで開かれたメコンファイブ経済フォーラム(2015 年 7 月 3 日)での Mr. Arkhom Termpittayapaisith, Deputy Minister of Transport and Secretary, General of the National Economic and Social Development Board of Thailand の発表資料“Regional Integration through Dawei Development Project”。

<sup>6</sup> 現在(2016 年 7 月時点)の ITD の計画によれば、4 車線道路を予定。

<sup>7</sup> ITD 社の予定図によると、工業地帯 27 平方 km は Zone A, B, C: それぞれ 7 平方 km、Zone D: 6 平方 km に分けられている。

<sup>8</sup> MIE ホームページ 2016 年 7 月 8 日閲覧 [http://www.daweiindustrialestate.com/page\\_a.php?cid=86&cname=Project Overview](http://www.daweiindustrialestate.com/page_a.php?cid=86&cname=Project Overview)

<sup>9</sup> 水処理施設の併設は ITD 社作成の事業計画地図(日付 2015 年 9 月 2 日)より。

<sup>10</sup> ダウエイ開発連合(DDA)および地元住民作成「ダウエイ SEZ 地域における人権侵害の事例調査要旨」2016 年 3 月(英語原文 Compiled by DDA and local villagers, *Summary of case studies on human rights violations in Dawei Special Economic Zone Area*, March 2016.) [http://www.mekongwatch.org/PDF/daweiHRviolation\\_case\\_study\\_JP.pdf](http://www.mekongwatch.org/PDF/daweiHRviolation_case_study_JP.pdf)

例：ロードリンク用のアクセス道路建設のために山肌を削って出た土砂が道路脇に無造作に積み残してある状態のため、工事が行なわれていない間も、積まれた土砂が崩れ、下部にある村人の農園が土砂に埋まるなどの被害を受け続けているが、補償は一切ない。

#### 4. 不透明で不十分な補償

例：ロードリンクの8kmから10km地点区間の村人は、ITD社から、提示した内容で合意しなければ補償しないとの脅しを受け、提示された不十分な補償を受け入れざるをえなかった。

#### 5. 未整備の移転地での生活

例：移転地 Bawar には約束されていた電気はおろか飲料水の供給もない。4世帯移転したが、すでに3世帯は住居を売り払い移転し、1世帯が残るのみ。世帯の父親は移転後仕事がなく、母親が貝の採取で生計を立て困窮している。

#### 6. 不適切な環境影響評価

例：事業の開始前に行なうべき環境影響評価(EIA)が、ロードリンク用アクセス道路建設の終了後に行なわれ、適切な評価が行われず、影響回避もされなかった。



SEZに水を供給するための貯水池(ダム)が予定されている川(撮影 2015年10月)

### 環境社会影響や人権侵害について：

現地およびタイ NGO からの苦情申し立てに対し、タイ国家人権委員会(NHRCT)は調査結果を2015年11月23日に発表した<sup>11</sup>。報告書は、ITD社による事業実施が、ミャンマーの人々の人権を侵害したと結論付け、さらに、これらの人権侵害が未だに解決されておらず、この先も影響が継続して起こることが推定されるとしている。また、この事業を支持したタイ政府ならびにミャンマー政府の責任にも言及した。

現地グループは、これまでミャンマー・タイの両国政府や企業が対処してこなかった既存の環境社会影響や人権侵害についても、日本が責任を果たさなくてはならないと注意喚起している。<sup>12</sup>

2016年3月、国民民主連盟(NLD)による新政権が発足。前政権下で認可された事業の再検討が進行中。

<sup>11</sup> The National Human Rights Commission of Thailand (NHRCT), November 23, 2015, *Report of the consideration No.1220/2558, Community rights: the case of Dawei Deep Seaport and Special Economic Zone Project in Myanmar which Thailand has signed the MoU to co-develop and it has violated the human rights of Dawei people (English translation)*.

<sup>12</sup> 現地グループ3団体から日本政府・JICA・JBICへのレター「懸案であるミャンマー・ダウエイ経済特別区、および、関連事業への日本の関与に関する地元グループの懸念に対する注意喚起について」[http://www.mekongwatch.org/resource/news/20150810\\_01.html](http://www.mekongwatch.org/resource/news/20150810_01.html)